

e - Tax による申告の特例に係る届出書

(法人税・地方法人税・防衛特別法人税・消費税及び地方消費税用) 記載要領等

1 この届出書は、法人税法第75条の4第1項若しくは第82条の7第1項、地方法人税法第19条の3第1項若しくは第24条の5第1項、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「防衛財源確保法」といいます。）第27条第1項又は消費税法第46条の2第1項の規定により電子情報処理組織による申告の特例の対象となる内国法人等（以下「特定法人」といいます。）が、電子情報処理組織（以下「e-Tax」といいます。）を使用して中間（予定）申告書（注）、仮決算の中間申告書（注）、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書（以下「納税申告書」といいます。）及び納税申告書の添付書類を提供する場合に、使用してください。

（注） 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び特定基準法人税額に対する地方法人税には、各事業年度の所得に対する法人税及び基準法人税額に対する地方法人税にある中間申告はありませんので、ご注意ください。

2 この届出書は、以下の特定法人に該当する場合に、以下の提出期限内に、納税地の所轄税務署長に提出してください（法人税法第82条の7第1項又は地方法人税法第24条の5第1項に規定する特定法人を除きます。）。

なお、令和8年4月1日前に設立された内国法人で同日以後最初に開始する防衛特別法人税の課税事業年度（以下の特定法人でなかったその内国法人について通算承認の効力が生じた場合におけるその承認の効力が生じた日の属する課税事業年度を除きます。）開始の日において以下の特定法人であるものは、同日以後1月以内に防衛特別法人税に係る納税申告書等につきこの届出書を提出してください。ただし、令和8年4月1日前にこの届出書を提出している場合には、防衛特別法人税に係る納税申告書等につき改めてこの届出書を提出する必要はありません。

また、法人税法第82条の7第1項又は地方法人税法第24条の5第1項に規定する特定法人に該当することとなった場合にも、あらかじめ納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

	特定法人の区分	提出期限
	事業年度等の開始の時ににおける内国法人の資本金又は出資金の額（以下「資本金の額等」といいます。）が1億円を超えることとなった法人 ※ 消費税についても、事業年度開始の時ににおける資本金の額等で判定します。	資本金の額等が1億円を超えることとなった日から1月以内
①	新たに設立された法人でその設立の時ににおける資本金の額等が1億円を超える法人（法人税法第75条の4第1項、地方法人税法第19条の3第1項又は防衛財源確保法第27条第1項に係る届出（以下「法人税関係届出」といいます。）にあっては、公益法人等を除きます。）	設立の日から2月以内
②	通算法人 （①に掲げる法人を除きます。）	通算承認の効力が生じた日等から1月以内
③	相互会社 （②に掲げる法人を除きます。）	設立の日から2月以内
④	投資法人 （①に掲げる法人を除きます。）	設立の日から2月以内
⑤	特定目的会社 （①に掲げる法人を除きます。）	設立の日から2月以内
⑥	国又は地方公共団体（注1）	設立の日（特別会計の会計年度が開始した日）から2月以内
⑦	法人税関係届出の場合で、新たに収益事業を開始した公益法人等でその開始の時ににおける資本金の額等が1億円を超える法人	その開始した日から2月以内
⑧	法人税関係届出の場合で、公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）に該当していた協同組合等の当該協同組合等に該当することとなった時における出資金の額が1億円を超える場合における当該協同組合等	その該当することとなった日から2月以内

（注1） 国又は地方公共団体は消費税法第46条の2第1項に係る届出（以下「消費税関係届出」といいます。）のみ行う必要があります。

（注2） 消費税について、免税事業者に該当する事業者は、上記提出要件に該当する場合であっても、消費税関係届出は不要です。なお、上記提出要件とは別に、消費税の免税事業者が課税事業者となる場合には、その課税事業者となる課税期間の初日から1月以内に消費税関係届出を行う必要があります。

3 各欄は、次により記載してください

(1) 「法人番号」欄には法人番号（13桁）を記載してください。

なお、提出日時点において、法人番号を有しない場合には、記載不要です。

(2)

法人税法第75条の4第1項 法人税法第82条の7第1項 地方法人税法第19条の3第1項 地方法人税法第24条の5第1項 消費税法第46条の2第1項 防衛財源確保第27条第1項	の該当条文案には、該当する番号を記載してください。
--	---------------------------

- (3) 「適用開始事業年度等」欄には、上記(2)の規定に基づき e-Tax による申告を開始する事業年度等を記載してください。
 (4) 「該当条項」欄には、該当有無についての番号を記載のうえ、該当する号数を記載してください。

特定法人の区分		記載すべき号数	該当条項
①	事業年度等の開始の時点における資本金の額等が1億円を超える法人 ※ 消費税についても、事業年度開始の時点における資本金の額等で判定します。	1	法人税法第75条の4第2項 法人税法第82条の7第2項 地方法人税法第19条の3第2項 地方法人税法第24条の5第2項 防衛財源確保法第27条第2項 消費税法第46条の2第2項
②	通算法人 (①に掲げる法人を除きます。)	2	法人税法第75条の4第2項 地方法人税法第19条の3第2項 防衛財源確保法第27条第2項
③	相互会社 (②に掲げる法人を除きます。)	3	法人税法第75条の4第2項 地方法人税法第19条の3第2項 防衛財源確保法第27条第2項
		2	法人税法第82条の7第2項 地方法人税法第24条の5第2項 消費税法第46条の2第2項
④	投資法人 (①に掲げる法人を除きます。)	4	法人税法第75条の4第2項 地方法人税法第19条の3第2項 防衛財源確保法第27条第2項
		3	法人税法第82条の7第2項 地方法人税法第24条の5第2項 消費税法第46条の2第2項
⑤	特定目的会社 (①に掲げる法人を除きます。)	5	法人税法第75条の4第2項 地方法人税法第19条の3第2項 防衛財源確保法第27条第2項
		4	法人税法第82条の7第2項 地方法人税法第24条の5第2項 消費税法第46条の2第2項
⑥	国又は地方公共団体	5	消費税法第46条の2第2項

- (5) 「資本金又は出資金の額」欄には、上記(3)で記載した事業年度等の開始の時点における資本金の額等を記載してください。
 (6) 「設立年月日等」欄には、上記2に記載された当該届出書の提出を行うべき事実が発生した日（資本金の額等が1億円を超えることとなった日又は設立の日等）を記載してください。
 (7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。